

○第123回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成27年5月15日（金）14：00～16：27

議事概要：

（１）農薬・動物用医薬品（ジフルベンズロン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.02 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、りんご、もも等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（２）農薬（オキサチアピプロリン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を3.4 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、今回、ばれいしょ、トマト、ぶどう等への新規登録申請がされています。

（３）農薬（チアメトキサム）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.018 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.5 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、稲、トマト、いちご等に使用します。今回、たまねぎへのインポートトレランス申請がされています。

（４）農薬（フルアジホップ）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.0044 mg/kg体重/日、一般の集団に対する急性参照用量（ARfD）を設定の必要なし、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDを0.02 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*除草剤で、だいず、てんさい等に使用します。今回、だいずへのインポートトレランス申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（５）農薬（ベンチアバリカルブイソプロピル）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.069 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、きゅうり、トマト、ぶどう等に使用します。今回、かんきつへの適用拡大申請がされています。

(6) 農薬(グリセリン酢酸脂肪酸エステル)の食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

・寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答(案)が了承され、食品安全委員会に報告することとなった。

*農薬として使用される忌避剤で、対象外物質(人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるもの)として厚生労働大臣が定めることについて、意見が求められています。

(7) その他

・「評価部会から幹事会に検討を依頼された案件について」が審議され、審議結果を各評価部会に報告することとされた。

・食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

① ビシクロピロン

・評価第三部会において調査審議することとなった。

*除草剤で、今回、とうもろこしへのインポートトレランス申請がされています。

② ベンゾビンジフルピル

・評価第四部会において調査審議することとなった。

*殺菌剤で、今回、とうもろこし、だいず等へのインポートトレランス申請がされています。